

郵政民営化委員会 ヒアリング資料

平成 20 年 10 月 8 日

株式会社かんぽ生命保険

1	かんぽサービスの提供状況	
(1)	新規契約の状況	 1
(2)	チャネルの展開	 2
(3)	サービスの提供状況	 3
2	郵便局会社との連携	
(1)	連携体制	 5
3	健全経営に向けた取組	
(1)	コンプライアンス態勢	 6
(2)	リスク管理態勢	 7
(3)	適切なALM運営の観点からの資産運用の実施	 8
(4)	平成19年度(下期)決算の状況	 9
4	経営基盤強化に向けた取組	
(1)	新商品・サービスの充実に向けた取組	10
(2)	他社との提携	11
(3)	運用手段の多様化	12
(4)	業務運営の効率化に向けた取組	14

1 かんぽサービスの提供状況

(1) 新規契約の状況

○個人保険の新規契約は、平成19年度(下期)が59万件、平成20年度が7月末までで57万件となった

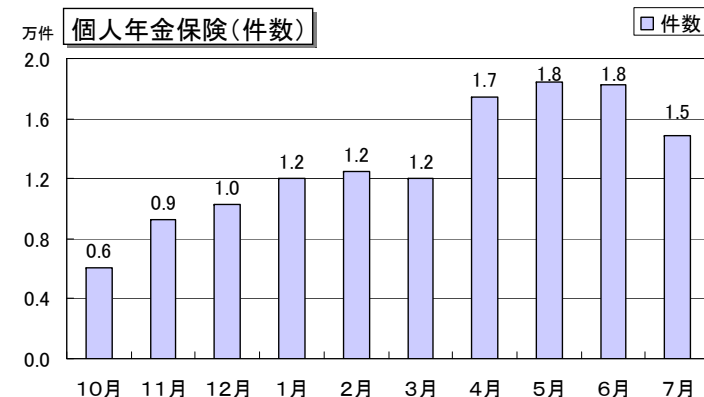
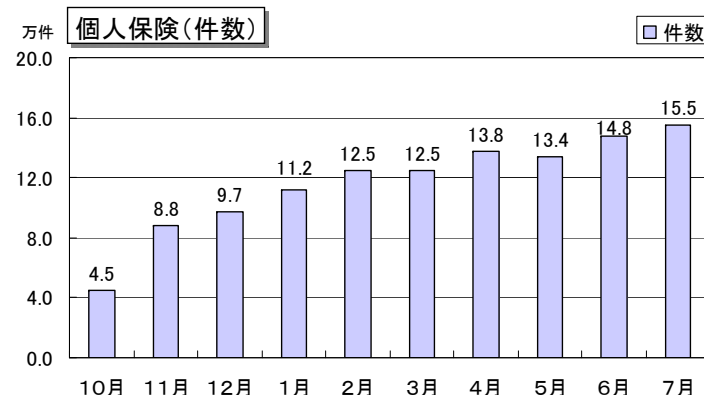
【新規契約状況】

(単位: 件、百万円)

(単位未満四捨五入)

	平成20年度新規契約 (平成20年4月～平成20年7月)		平成19年度新規契約 (平成19年10月～平成20年3月)	
	件 数	金 額	件 数	金 額
個人保険	574,287	1,596,594	591,599	1,635,047
普通終身	80,563	251,933	73,998	230,142
定額型	10,224	23,077	9,272	20,253
倍型	70,339	228,856	64,726	209,889
特別終身	30,852	83,762	27,183	73,045
介護終身	24	60	18	67
普通定期	276	632	266	718
普通養老	246,264	616,827	228,184	580,291
特別養老	133,399	556,853	149,637	637,008
特定養老	5,496	5,289	6,218	5,861
学資保険	77,292	80,684	105,890	107,167
上記以外	121	553	205	748
個人年金保険	69,086	238,020	62,080	217,262
終身年金	1,696	13,046	1,912	15,506
定期年金	67,388	224,962	60,155	201,657
夫婦年金	2	12	13	98

【参考】月別新規契約件数の推移(H19.10～H20.7)



(2) チャンネルの展開

○民営化後も引き続き、2万局の郵便局ネットワークと80の直営店を通じてサービスを提供

【郵便局チャンネル】

- ・住域・個人マーケットを中心にシンプルで分かりやすい商品（小口・簡易）・サービスを全国の郵便局ネットワークを活かして提供
- ・生命保険募集を行う郵便局は、20, 203局（平成20年3月末現在）
- ・郵便局チャンネルは新契約募集の約9割を担う主力チャンネル

【直営店チャンネル】

- ・中小企業を中心とする法人・職域マーケットを主力に法人契約等やサービスを提供
- ・直営店の法人営業部は、全国の主要都市80か所に設置

(3) サービスの提供状況

- 募集時に「ご意向確認書」を用いて説明を実施する等、お客さまに対して十分な説明を実施
- お客さまのニーズに応え、新たな商品・サービスを提供、また、お客さまの事務のご負担を軽減する改善等も推進

【民営化後の新たな取組】

項目	内容
かんぽコールセンターの拡充 【平成19年11月】	・かんぽコールセンターの席数を拡充
指定代理請求特則の創設 【平成20年7月】	・被保険者さまが自ら保険金等を請求できない事情があるときに、あらかじめ指定した「指定代理請求人」による保険金等の請求を可能に
普通養老保険の加入年齢の引き上げ 【平成20年7月】	・加入年齢の上限を70歳から75歳に引き上げ
各種事務手続きの見直し	・被保険者の性別確認方法を簡素化【平成20年6月】 ・契約申込書の記載内容を簡素化【平成20年7月】
診断書取得費用相当額の当社負担の開始 【平成20年10月】	・所定のお客さまを対象に診断書取得費用相当額として一律5,000円の支払いを開始

(3) サービスの提供状況(政府保証についての契約者の誤解の解消と旧契約者保護)

【政府保証についての契約者の誤解の解消】

- ・かんぽ生命保険契約に政府保証がないことについては、募集資料(注意喚起情報)の記載事項とするとともに、お客さまへの説明を徹底するため、社員研修を実施
- ・簡易生命保険の全契約者に対して、かんぽ生命の契約には政府保証がないこと等を記載した民営化のお知らせDMを送付【平成19年7月～8月】

＜参考：郵便局等の顧客満足度調査の結果(平成20年5月実施)＞

【設問】民営化後に受け入れたゆうちょ銀行・かんぽ生命の預金・保険については、国の保証が廃止された(＝他の銀行・生保と同様の保証水準になった)ことをご存知ですか。

ご存知の方・・・70.6%

国の保証があったことを知らない方・・・17.4%

【旧契約者保護】

- ・簡易生命保険契約(旧契約)については、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構と当社との間で締結した再保険契約に基づき、区分して経理して、再保険配当として、再保険損益の8割及び確定配当(*)を契約者配当準備金に繰り入れ【平成19年度(下期)1,069億円】

* 確定配当とはすでに約款で約束している配当です

(1) 連携体制

○郵便局でサービスの提供を円滑に行うため、本社、支店間など各レベルで、郵便局会社との間で密接な連携を実施

【郵便局会社との連携の内容】

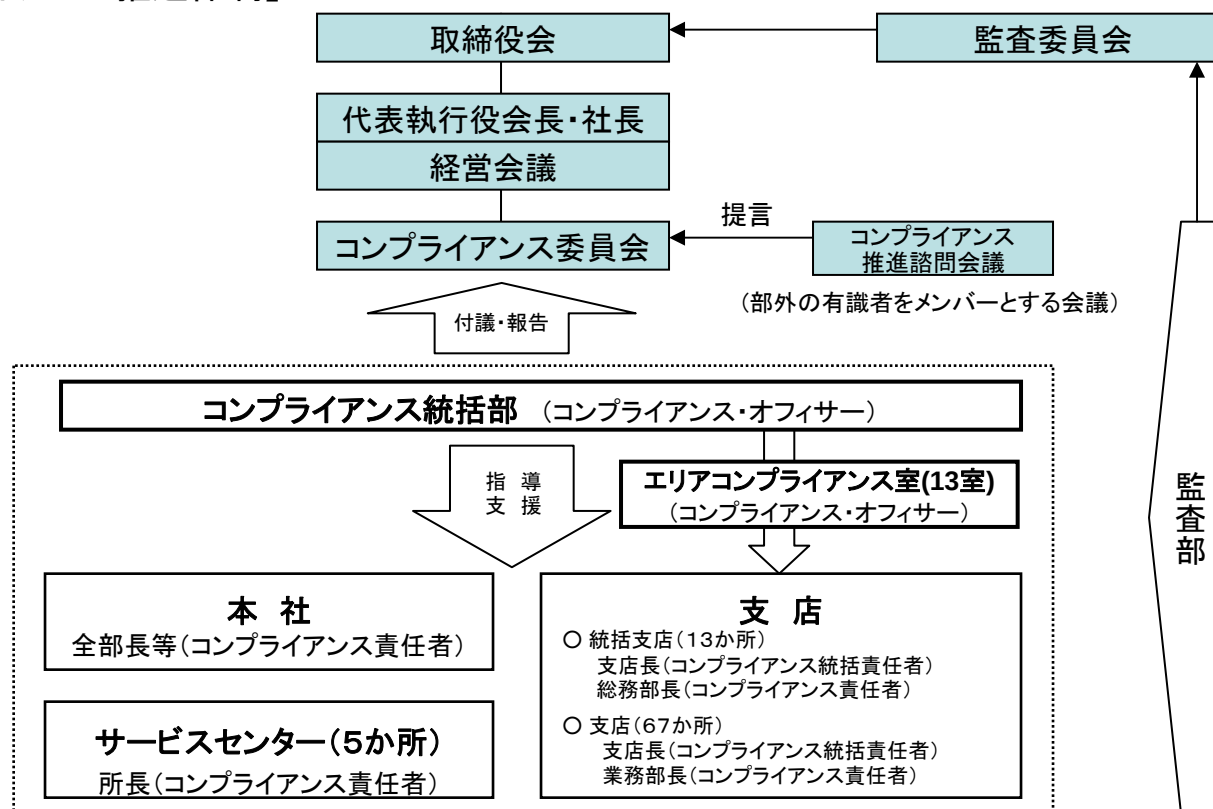
項目	内容
連携体制の構築	・全国のかんぽ生命直営店(80支店)に代理店に対する営業・事務の指導・支援を担うパートナー営業部を設置し、各郵便局へのきめ細やかな支援を実施 ・郵便局会社との間で、本社・支店レベルでの会議を設置。本社レベルでは、パートナー会議を設置して全体方針を調整
事務指導態勢の強化 【平成20年9月】	・郵便局へのモニタリング等を当社で一元的に実施する態勢を整備 ・両社の本社間、統括支店・支社・サービスセンター間、郵便局・支店間の各レベルで連絡調整会議等を定期的に行うことで連携を強化
保険営業協働推進本部の設置 【平成20年8月】	・「両社一体となった保険営業推進」を強化すべく、推進体制の中核(エンジン)となる協働推進本部を、統括支店(かんぽ生命)ー支社(郵便局会社)間に設置して、営業推進状況、取組施策を協議
お客さまの声の活用	・郵便局やコールセンターにお寄せいただいたお客さまの声を、当社のCS推進部へ集約し、一元管理のもとで分析して、お客さまサービスの向上、新たな商品開発等へ活用

3 健全経営に向けた取組

(1)コンプライアンス態勢

- お客さまに『最も身近で、最も信頼される保険会社』として、お客さまからの信頼の礎の基に成長・発展していけるよう、「コンプライアンス委員会の設置」「コンプライアンス・オフィサーの配置」等、推進体制を整備
- 「コンプライアンス・プログラム」により実践的な推進計画を策定し、法令等遵守の取組を徹底

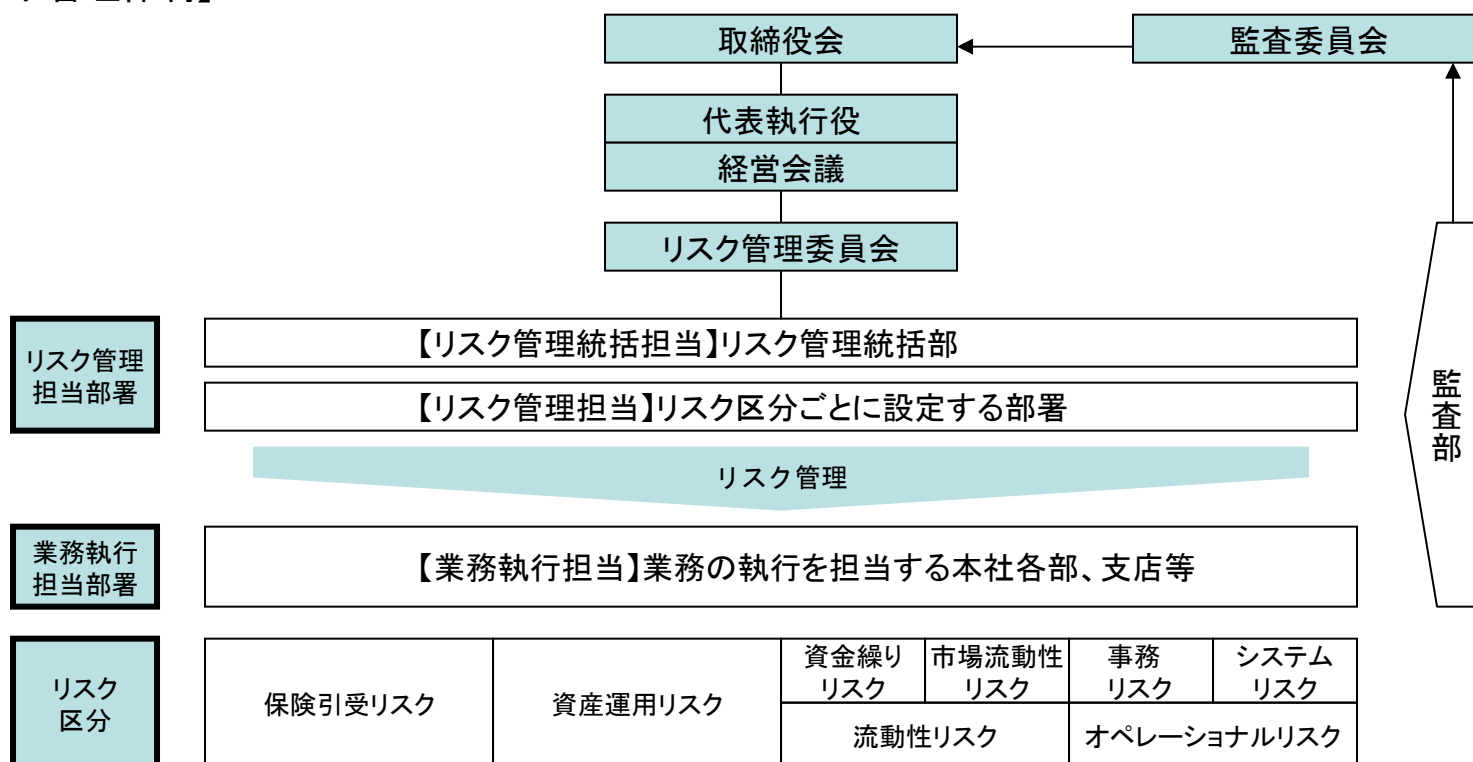
【コンプライアンス推進体制】



(2) リスク管理態勢

- リスク区分ごとに業務執行担当部署とは別の部署をリスク管理担当として、業務執行担当部署への牽制機能確保するとともにリスクを総合的に管理する組織としてリスク管理統括部を設置
- リスク管理委員会で会社のリスク関連事項のモニタリング、協議を実施して、定期的に経営会議及び取締役会に報告

【リスク管理体制】

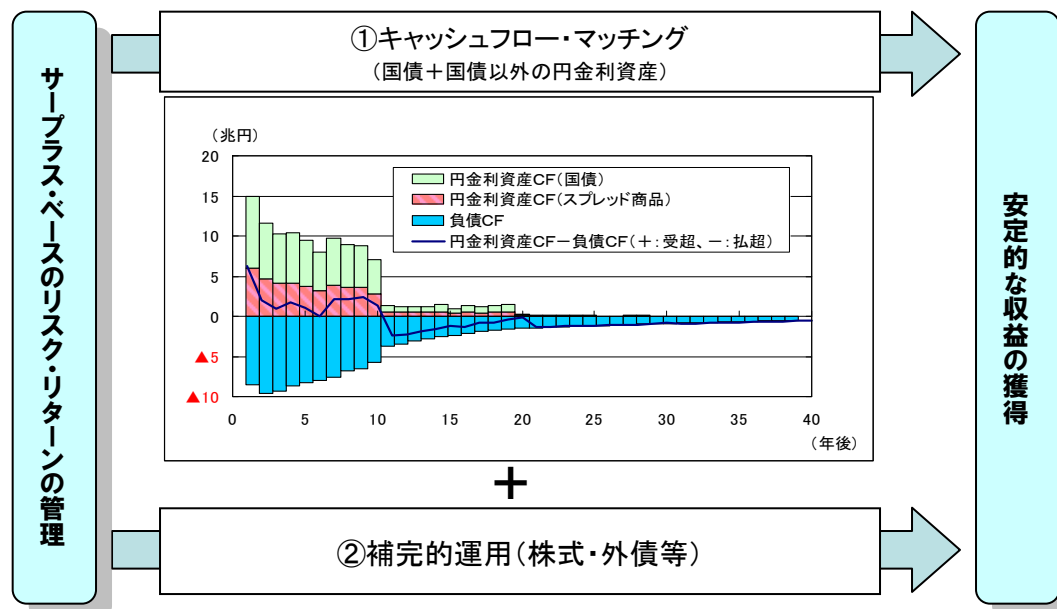


(3) 適切なALM運営の観点からの資産運用の実施

○健全経営を維持し、保険金等の支払を確実に行うため、資産と負債の両方を考慮して資産全体の最適配分を一体として決定する、いわゆる「サープラス型ALM」に基づく資産運用を実施

【資産運用の基本的考え方】

- ・ 資産・負債の経済価値差額(サープラス)ベースのリスク・リターン関係に着目して資産全体の最適配分を決定
- ・ 適切なALM運営の観点から、負債特性と親和性の高い円金利資産のキャッシュフローをマッチングさせる運用により、金利リスクのコントロールを行うことを基本としつつ、外国債、株式等のマーケット資産等への運用については、適切なリスク管理の下、補完的に実施



3 健全経営に向けた取組

(4) 平成19年度(下期)決算の状況

- 生命保険業の基礎的な期間収益を示す基礎利益は、2,672億円
⇒ 逆ざやが2,000億円発生しているものの、危険差益、費差益によってカバー
- 民営化時に株式等の資産を時価で承継したため、株安・円高の影響を受け、資産運用費用4,948億円を計上したが、内部留保の戻入等により当期純利益は76億円
- 生命保険は長期にわたる契約を引き受けるビジネスであるため、経営環境の変化に伴うリスクに備え、十分な内部留保(危険準備金、価格変動準備金合計で3兆6,352億円)を積立てており、ソルベンシー・マージン比率は1,116%と高い健全性を維持

【基礎利益の内訳】

(単位:億円)

基礎利益	危険差益	費差益	逆ざや
2,672	1,700	2,900	▲2,000

【内部留保の積立状況】

(単位:億円)

		平成19年度末 (H20.3.31)
危険準備金		30,762
限度額(充足率)		35,690(86%)
価格変動準備金		5,590
限度額(充足率)		5,590(100%)
内部留保合計		36,352

【当期純利益】 76億円

【ソルベンシー・マージン比率】 1,116.3%

4 経営基盤強化に向けた取組

(1) 新商品・サービスの充実に向けた取組

○経営の自主性、創造性の向上により、創意工夫を発揮し、お客さまのニーズに的確に対応した商品・サービスの提供を通じ、お客さまの利便性の向上を図る

【新規業務の状況】

新規業務 (早期に実現を希望するものとして 実施計画に記載している業務)		認可の状況	準備・実施状況等
新規商品・サービスの提供	①法人向け商品の受託販売	民営化委員会 意見 (H20.2.22)	・平成20年6月1日受託販売開始 全国のかんぽ生命直営店(80支店)に配置する営業社員が他の生命保険会社から受託した保険商品を販売
	②入院特約の見直し		・平成20年7月2日販売開始 全国のかんぽ生命直営店(80支店)及び郵便局(約20,000局)において販売
	③加入後一定期間経過した場合の限度額の引上げ	—	＜政令改正事項＞ ・平成20年4月1日、金融庁、総務省、郵政民営化推進室あて政令改正要望を提出
	④第三分野商品の発売	—	＜政令改正事項・認可事項＞ ・引受・支払管理態勢等の整備を適切に行った上で、他の生命保険会社との連携を含めた幅広い選択肢の下で商品を開発・提供することを希望 【実施計画】

(2) 他社との提携

○日本生命保険相互会社との間で、本年2月に一部業務の提携を行うことに合意

【業務提携の内容】

項 目	内 容
業務提携の目的	・ 郵政民営化の趣旨を踏まえ、両社が適切な競争関係を保ちながら、相互に協力して多様で良質なサービスを提供し、お客さまの利便性を高めるとともに、企業価値を向上させることにより、生命保険市場の発展に寄与していくことが必要であると認識
業務提携の内容	①商品開発 ・ 当社のメインチャネルである郵便局を通じて提供する商品・サービスを検討し、日本生命は両社が合意した保険商品の開発に必要なデータ・ノウハウを提供 ②事務・システムの構築 ・ 当社がお客さま保護に資する引受・支払管理態勢を実現するための事務・システムを構築するに当たって、日本生命は必要なデータ・ノウハウを提供し、これをサポート ③リスク管理上の方策等 ・ ①及び②を通じて開発した商品に関して、リスク管理上の方策や、販売量拡大のためのマーケティング方策についても、両社で検討
現在の検討状況	・ 商品開発、事務・システムの構築等の面で、WGを設置して協力を加速 ・ 人材面など合意した領域については、段階的に実施

(3) 運用手段の多様化

- 健全経営の維持、長期安定的な収益を確保するため、運用手段の多様化及び資産運用能力の向上を通じ、リスクの分散・収益性の向上を図る
- 新規運用の実施に当たっては、運用対象資産の特性に応じた運用態勢、リスク管理態勢の整備及びマーケットとの良好な対話が重要と認識

【運用手段の多様化の状況】

新規業務 (早期に実現を希望するものとして 実施計画に記載している業務)		認可の状況	準備・実施状況等
運用 手段 の 多 様 化	①シンジケートローン(参加型)	民営化委員会 意見 (H19.11.5) 認 可 (H19.12.19)	・平成20年8月 シンジケートローン(参加型)融資を実行
	②信託受益権の取得、株式の取得等		・平成20年7月 信託受益権の取得を実行
	③金利スワップ取引等		・金利スワップ取引の態勢整備を完了。市場の状況等を勘案しながら運用開始予定
	④貸出債権の取得等		・市場の状況等を勘案しながら、態勢整備が出来次第、運用開始予定

(3) 運用手段の多様化(市場との対話)

○かんぽ生命の巨額な資金を運用するにあたっては、市場にサプライズを与えないようマーケットとの良好な対話を実施

○また、法令により、旧勘定の額以上に国債等の安全資産を保有することが義務付けられるとともに、当該安全資産の保有状況の運用方針・見通しについては、機構を通じて公表

【安全資産の保有状況（機構を通じ公表）】

(H19年度末・20年度末見込額)

安全資産の保有状況について

1 平成19事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し

(1) 平成19事業年度における運用方針

平成19事業年度における安全資産の運用は、当該資産の額の合計額が、郵政民営化法第162条第2項の規定により弊社が貴機構のために積み立てる金額を下回らないよう、行ってきたところ。

(2) 平成19事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し

平成19事業年度の末日における安全資産の額の合計額は、次のとおりとなる見通しである。

(単位:億円)

項 目	金 額
債券等	900,365
貸付金（地方公共団体貸付及び機構貸付）	199,482
合 計	1,099,847

注：1 「債券等」は預金、金銭の信託、国債等。

2 計数を四捨五入しているため、合計は一致しない。

2 平成20事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し

(1) 平成20事業年度における安全資産の運用方針及び運用計画

平成20事業年度における安全資産の運用は、当該資産の額の合計額が、郵政民営化法第162条第2項の規定により弊社が貴機構のために積み立てる金額を下回らないよう、次の計画に基づいて行うこととする。

なお、「債券」の運用額については、市場に及ぼす影響に配慮し、それぞれの市場規模、購入可能性等を考慮したものであり、実際の運用額については、各債券の発行・流通市場の状況等により、運用計画に比べて増減することがある。

(単位:億円)

項 目	金 額
債券	57,697
国債	52,662
地方債及び社債	5,036
外国債	0
その他資産	34,926
貸付金(地方公共団体貸付及び機構貸付)	21,923
合 計	114,547

注：1 「地方債及び社債」には公庫公団債等を含む。

2 「その他資産」は、預金、金銭の信託等。

3 「その他資産」のうち運用期間が1年以下の短期資産については、平成20事業年度末における運用予定額を計上している。

4 計数を四捨五入しているため、合計は一致しない。

(2) 平成20事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し

平成20事業年度の末日における安全資産の額の合計額は、次のとおりとなる見通しである。

(単位:億円)

項 目	金 額
債券等	852,120
貸付金(地方公共団体貸付及び機構貸付)	183,207
合 計	1,035,327

注：1 「債券等」は預金、金銭の信託、国債等。

2 計数を四捨五入しているため、合計は一致しない。

(4) 業務運営の効率化に向けた取組

- お客さまと郵便局を含めたフロントラインの目線で全ての業務運営の基盤となる事務・システムの改革に取り組む
- 高額な経費が必要となる施策については、施策実施の意思決定を行う過程で、コストマネジメント会議を開催して施策経費の妥当性や期待効果の実現性等を審議

【事務・システム改革の取組例】

項目	内容
サービスセンター改革	・平成20年4月 本社にサービスセンター改革室を設置 ・5つのサービスセンターの事務フローの統一を推進
保険料収納のキャッシュレス化推進	・平成20年4月 口座払込みの対象金融機関の拡大 ・今後、初回保険料のデビットカード、クレジットカードによる取扱い、保険料の送金扱いについて実施予定
ダイレクト処理の拡大	・平成20年10月 コールセンターでの払込証明書の再発行 インターネットを活用した住所変更事務の効率化